(IC12) 土木学会選奨土木遺産委員会規則

平成21年4月1日 制 定 平成21年11月20日 一部改正 平成23年11月18日 " 平成24年5月11日 " 平成30年9月21日 " 2020年5月14日 " 2020年9月18日 "

(総則)

第1条 この規則は、土木学会選奨土木遺産選考規程(以下「規程」という。)第3条に基づき、 土木学会選奨土木遺産の募集、選考及び表彰にかかる業務を行うために設置する土木学会選奨 土木遺産委員会(以下「委員会」という。)について定める。

(目的)

- **第2条** 委員会は、その工学的機能と社会に果たしてきた役割、建造にあたった技術者の尽力・ 先見性・使命感などの点から貴重な歴史的土木構造物を選奨土木遺産として顕彰することによ り、以下のことを促してその重要性を広く社会に啓発し、ひいてはその保存に資することを目 的とする。
 - (1) 社会へのアピール (現在も持続する又は歴史的な社会的意義・文化的価値の啓発等)
 - (2) 土木技術者へのアピール (先輩技術者の尽力・先見性・使命感に対する理解、偉業に対する尊敬の念、将来の文化財創出の認識・意欲、技術者としての責任の自覚等の喚起)
 - (3) まちづくりへの活用 (歴史的土木構造物が地域の自然や歴史・文化の一部として地域資産であるとの認識の喚起)
 - (4) 以上の観点から、失われるおそれのある貴重な歴史的土木構造物の救済・保護の必要性のアピール

(活動)

第3条 委員会は、選奨土木遺産の選考を行い、理事会に推薦する。

(構成)

- **第4条** 委員会は、委員長(1名)、委員(10名程度)、幹事長(1名)、幹事(数名)を含む 15名程度で構成する。
- 2 役職者の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を総括する。
 - (2) 委員長に事故あるときまたは欠けたるときは、委員長の職務を代行できる委員を委員会で予め決めておく。
 - (3) 委員は、中立公正な立場から選考にあたるものとし、基本的に各支部から選出された委員 (以下「支部委員」と呼ぶ。)により構成する。支部委員は、表彰の対象となる構造物の所 在する支部との連絡役を果たすものとする。
 - (4) 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会の業務を総括する。
 - (5) 幹事は、幹事会を運営し、委員会の業務が円滑に行われることを支援する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

- 第5条 委員長・委員等の選出方法は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長、幹事長の任期が終了する年度最後の委員会において次期の委員長、幹事長を決定する。

- (2) 委員長は、必要に応じて委員および幹事を指名することができる。
- (3) 支部委員は、委員会が各支部に依頼し、各支部が選出する。
- 2 任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。
- **3** 委員の任期は2年とし、定時総会を区切りとする。ただし、再任は妨げない。なお、途中退任の場合の後任委員の任期は、残り期間とする。
- 4 支部委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(選考対象)

- 第6条 選考の対象は、交通(道路、鉄道、港湾、河川、航空、灯標)、防災(治水、防潮、防風)、農林水産業(灌漑、干拓、排水、営林、漁港)、エネルギー(発電、炭田、鉱山)、衛生(上下水道)、産業(工業用水、造船)、軍事などの用途に供された広義の土木関連施設で、国内に存するもの又は邦人技術者が携わった海外に存するものを対象とする。
- 2 対象とする単位は、事業または構造物のどちらでも良いものとする。
- 3 選考の対象は、原則として、竣工後50年を経過したものとする。
- 4 管理者等が不同意の場合、また、撤去が確定しているような場合は、選考対象から除外する。 (候補選定)
- 第7条 候補の選定は、支部の推薦によるもの(以下「支部推薦」という。)と、公募によるもの(以下「公募推薦」という。)とする。
- 2 支部推薦のうち、海外支部の推薦によるものについては、推薦者を海外分会の分会長とする。
- 3 公募推薦は、「土木学会誌」、土木学会ホームページ、その他の刊行物などにより、事前に 告知する。
- 4 公募推薦の推薦者の資格は、制限を設けない。
- 5 公募推薦の推薦者が、推薦対象施設の管理者以外である場合は、必ず管理者の同意を得るものとする。

(選考)

- 第8条 支部委員は、支部推薦および公募推薦をとりまとめ、選考の対象施設として委員会に推薦する。
- 2 委員会は、支部委員の推薦に基づき、選奨土木遺産を選考する。
- 3 選考にあたっては、原則として各支部から最低1件以上が選ばれるよう配慮する。
- 4 選考委員会は、選考結果に基づき理事会に推薦し、理事会の決定結果に基づき管理者に通知 する。
- 5 本部は、支部委員と調整の上、理事会の決定結果に基づいて記者発表を行う。

(表彰の方法)

- 第9条 選奨土木遺産は、定時総会、土木学会誌において周知を図るよう努力する。
- 2 選考された土木遺産に対しては、銘板及び認定書を贈呈する。複数の構造物を統合するような形で選考された場合でも、贈呈される銘板および認定書は1枚のみとする。ただし、管理者等が費用を負担する場合は、この限りではない。
- 3 銘板については、公募推薦の場合、管理者等が費用を負担する。支部推薦の場合は、1枚を 贈呈し、複数必要とする場合については管理者が費用を負担する。
- 4 各支部は、支部委員の協力を得て当該年度の「土木の日」等の行事に合わせ、銘板等の授与 を行うよう努力しなければならない。

(事後調査)

第10条 選奨された土木遺産については、支部委員の協力を得て、適宜、その後の保存状態や利

活用実態等について事後調査を行う。

(追加認定)

第11条 選奨された土木遺産に関連する土木遺産を追加で認定する場合は、第8条の規則を準用する。

(認定の解除)

- 第12条 選奨土木遺産が選奨土木遺産としての価値を失った場合もしくはそのおそれがあるときは、委員会において審議し、理事会の決定結果に基づき認定を解除することができる。
- 2 認定を解除したときは、本部は、土木学会ホームページなどで公表する。

(記載事項の変更)

- 第13条 選奨された土木遺産について、名称、完成年など記載事項の変更が生じたときは、委員 会において審議し、記載事項を変更することができる。
- 2 記載事項を変更したときは、本部は、土木学会ホームページなどで公表する。

(運営)

第14条 委員会は、委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第15条 委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第16条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則(平成21年 3月19日 理事会議決)

この内規は、「土木学会選奨土木遺産選考委員会の構成および運営に関する内規」H12. 1.21・理事会、H13.7.6・一部変更、H13.9.21・一部変更、H14.10.4・一部変更、H15.

1.24・一部変更、H18.4.21・一部変更、H19.1.19・一部変更を改正したもので、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成21年11月20日 理事会議決) この内規は、平成21年11月20日より施行する。

附則(平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則(平成24年5月11日 理事会議決) この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。

附則(平成30年9月21日 理事会議決) この変更規則は、平成30年9月21日から施行する。

附則(2020年5月14日 理事会議決) この変更規則は、2020年5月14日から施行する。

附則(2020年9月18日 理事会議決) この変更規則は、2020年9月18日から施行する。